

“いじめ”電話相談でのカウンセリング的対応の有効性

赤塚 大樹・土屋 マチ¹⁾

Effectiveness of “Ijime (bullying)” telephone counseling

Daiju AKATSUKA · Machi TSUCHIYA

要約

教育現場における“いじめ”が社会問題化する中で文部科学省はいろいろな施策を発表し対応してきた。本論文で取り上げる「いじめ電話相談」は、2007年に文部科学省の主導で都道府県の教育委員会が中心になり、臨床心理士による深夜電話相談を開始したものである。心理療法と大きく異なる特徴を持つ電話相談を臨床心理士が担当することの意味を考察・検討しようとするのが本論文の狙いである。

電話相談事例、文献検討を通して、電話の向こう側にいて“いじめ”相談をするクライエント（相談者）を非難したり、傷つけることなく、サポートiveに寄り添うというこの心理臨床的態度こそが、重要なポイントとなることが明らかになり、臨床心理士が電話相談対応することの意味・重要性が指摘された。

key words；いじめ、電話相談、心理臨床的態度

I 問題と目的

(1) 問題

書店の“いじめ”のコーナーには、“いじめ”に関する書籍が200冊近く並べられている。このように社会問題化するほどまでに“いじめ”が教育現場で深刻化したのは、1980年代半ば以降のことであり、「1980年以降、少なく見積もっても100人を超える子どもたちがいじめによって自殺しています（村山士郎2012）」と言われる。この論文で臨床心理学的に検討しようとする電話相談は、文部科学省の“いじめ”対応の事業のひとつであるため、本論文の冒頭において、こういう教育現場での“いじめ”に対して文部科学省は政策的にどう対応してきたのかについて概観してみよう。

①2006年（平成18年）以前

子どもの世界には、いつでもジャイアンのようないじめっ子がいた。このような形での“いじめ”は、ジャイアンのような、一人の中心となるいじめっ子がいて、そのまわりに取り巻きがいた。このようなあり方での“いじめ”的時代には、子どもたちの喧嘩や“いじめ”は「子どもが成長（社会化）する途上で多かれ少なかれ通過する体験で、それに揉まれて子どもはたくましく育ってゆくというのが、おとな的一般的な理解だった（滝川一廣2013）」というのが、“いじめ”についての従来の平均的な捉え方であった。

1) 愛知淑徳大学助教

しかし、このような昔ながらのジャイアン型の“いじめ”（“いじめ”が発生するときには、中心人物がいるというあり方）から、誰が中心なのか判然としないまま、“いじめ”的構造が流動的に集団の中にできあがるというあり方に変わり始めていくのである。

別の言い方をすれば、「『いじめ』の階層性も消えて、だれもがいじめに参加でき、だれもがいじめられるリスクを背負う『いじめ』の平準化が進んだ（滝川2013）」と言われた。

内藤（2008）が“いじめ”を「暴力系」と「コミュニケーション操作系」の二つにわけているが、旧来のジャイアン型は「暴力系」ということになるのであろう。「コミュニケーション操作系」の“いじめ”とは、無視・からかい、悪質な噂の流布のような直接的に手を下すのではなく、被害者の心を追い詰めるという形の“いじめ”を指している。

文部科学省が本格的な“いじめ”的実態調査にとりかかるきっかけとなったのは、1985年に東京都の中学校で起きた『葬式ごっこ事件』であったといわれる（鈴木2016）。

1990年代半ば（1994～1995年）に、いじめ自殺が多発した（その代表的なものが1994年11月に起きた愛知県西尾市のいじめ自殺事件）のが契機になってスクールカウンセラーの必要性が叫ばれるようになり、2001年になると、文部科学省がスクールカウンセラー活用事業補助を始めた。これがSC（スクールカウンセラー）制度の始まりとされる。これにより全公立中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣が制度化されることになった。

②2006年（平成18年）以降の文部科学省の動き

○平成18年10月19日いじめ問題への取組の徹底について（通知文）

「いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自ら命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています」から始まる通知文であり、あて先は各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長となっている。

この通知文の中で、周知を図ってほしいとされていることは、以下の3点である。

i) いじめの早期発見・早期対策について

スクールカウンセラーの活用について、校長のリーダーシップの下緊密な情報交換や共通理解、事実関係の把握を正確かつ迅速に、速やかに保護者および教育委員会に報告、いじめへの対処方針を家庭や地域に積極的に公表する等

ii) いじめを許さない学校づくりについて

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること

iii) 教育委員会による支援について

学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと

○平成19年2月5日問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知文）

「学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の段損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です・・・地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です」

から始まり、周知を図る点として、次の3点を挙げている。

i) 生徒指導の充実について（全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報する）

ii) 出席停止制度の活用について（出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置）

iii) 懲戒・体罰について（学校教育法11条に規定する懲戒・体罰についての考え方という別紙をこの通知文に付けている）

このような流れの中において、2007年（平成19年）文部科学省は《24時間子供SOSダイヤル》を開始した。

この他にも通知文がでており、それには以下のようなものがある。

○平成21（2009）年1月30日学校における携帯電話の取扱い等について

○平成21（2009）年6月《資料》いじめに関する校内研修ツール＜自己点検シート＞＜点検内容の解説＞＜研修会アンケート＞

○平成22（2010）年9月14日「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

○平成23（2011）年6月1日児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について

○平成24（2012）年9月いじめ、学校安全などに関する総合的な取組方針

さらにこの間に、次のようないじめ事件が続発していた。

・平成23（2011）年10月大津市A中学いじめ事件

・平成24（2012）年1月埼玉県川越市立中学2年生男子（15）が3人から激しい暴行を受けて意識不明の重体となる。

・平成24（2012）年9月札幌市白石区の中学1年生の男子（12）が自宅マンションから飛び降り自殺。生徒手帳には「いじめられて死にたい」との走り書きが残されていた。

③2013年（平成25年）いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日の「いじめ防止対策推進法の公布について」という文部科学省の通知文書において、「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の

策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものである」と説明している。

この法律の概要は以下のようである。

- 一 総則
- 二 いじめ防止基本方針等
- 三 基本的施策・いじめ防止等に関する措置
- 四 重大事態への対処
- 五 雜則

この「いじめ防止対策推進法」は、2011年の大津市のA中学校のいじめ・自殺事件においては、教員はいじめを知っていたにもかかわらず、学校全体で事態を放置したという前提で捉えるという背景の中から議員立法で作られた法律である。

学校に対して、保護者、地域住民、児童相談所等と連携して、いじめ防止と早期発見に取り組むよう求めた。さらに、いじめ防止の基本方針を定めて、具体的に機能する「防止組織」を置くことを義務づけたものである。

以上、2007年（平成19年）に全国的に“いじめ電話相談（24時間子供SOSダイヤル）”を開始する前後の文部科学省の“いじめ”をめぐる対策を概観してきた。

④山脇由貴子「教室の悪魔」（ポプラ社2006）が教えてくれたこと

いじめ件数が急激に増加した2006年、書籍の表紙の帯に“緊急出版～いじめの正体を見破る！”と衝撃的な文言を用いた書籍「教室の悪魔」が出版された。

この書籍は「いじめによって子どもが自殺するのは、その子どもが弱いからではなく、現代のいじめがそれほど残酷だからである・・・『教室の悪魔』とでも呼ぶしかない力がクラス中に猛威を振るう『地獄』である・・・なぜ子どものいじめがこれほど残酷かつ巧妙になったのか」という刺激的な文章から始まる「教室の悪魔」が出版されたのは、2006年（平成18年12月）であった。著者は、この本の中で、①親は、どうしたら子どもを「いじめ」から守れるのだろうか。②いま、大人である私たちは、何をすべきなのだろうか。の2点を考えようとした。

そして、いろいろな事例を通して教室でのいじめを見つめる中から、「いじめが進行してゆく中で、被害者がいじめられる理由が作り上げられてゆくということだ・・・加害者たちの心の中でいじめが正当化されてしまう。『いじめられる側にも原因がある』という大人の不用意な認識は、この傾向を是認する方向に働くことを知るべきである。このパターンは本人が反論することができないため、強い無力感におそわれる。・・・仮に教師の耳に入ったとしても、『こんなくだらない噂、相手にするな』と言われるだけである」といじめ状況の中心にあることを俎上に載せる。

さらに「いじめは継続しているにもかかわらず、一時的に優しくし、すぐにいじめを再開する。このパターンは、あたかもいじめが終わったかのような錯覚に陥らせ、本人を喜ばせ、そして翌日、再び底に叩き落とすのである」と指摘し、いじめ行動の裏側まで見せていじめの『教室の悪魔』ぶりを、これでもかと言うほどまで曝け出して、私たちに突き付けてくる。

山脇は、この著書の中で、以下の9つの残酷ないじめ方を取り上げて、紹介している。

- i) メールで噂話をばらまく
- ii) 本人ではなく、家族を中傷する

- iii) いじめの「on」と「off」を使いわける
- iv) 共犯関係を演出し金銭要求をする
- v) 女の子同士で徹底して恥をかかせる
- vi) 「汚い」「醜い」というイメージを植えつける
- vii) 発覚しない小さな暴力を繰り返す
- viii) 完全否定の「なんで？」を繰り返す
- ix) 奴隸にしてしまう

(2) 本研究の目的

筆者らは上述の文部科学省事業である、スクールカウンセラー、深夜のいじめ電話相談に関わってきた。本研究においては、深夜のいじめ電話相談に限って研究を進めるものであり、いじめ事例の検討を通して、「教室の悪魔」がなまなましく実態を伝えているような小学校、中学校を舞台にした、“いじめ”に対して「いじめ電話相談は効果があるのか」という電話相談の有効性と課題を明らかにすることが、本研究の目的である。

II 電話相談

2006年（平成18年）秋にマスメディアで大きく取り上げられた“いじめ問題”に対応すべく文部科学省は《24時間子供SOSダイヤル》の方針を打ち出した。それを受け2007年になると、各地方公共団体において、教育委員会が中心となって、臨床心理士による「いじめ電話相談」が始まられるようになった。

(1) 電話相談の特徴

電話での相談は、対面で行うのが基本である通常の心理臨床活動とは、大きくことなっており、いろいろな困難性が予測される。その特殊性の検討から入る。

佐藤 誠（2010）が「電話相談の実際」の中で指摘している12の特徴を参考にし、筆者らがこの研究との関係において重要と考えるものを修正しつつ提示したい。

- ①即時性・即応性・・・相談したい、話したい、聞いて欲しいと思った時に、すぐに相手が応じてくれる。
- ②匿名性に基づくコーラー（電話をかけてくる人）の気楽さと優位性・・・匿名であると恥ずかしい話でもできる気楽さ。話す内容に責任をもたなくていいので、興味本位の話の内容になることがある。相手（聴き手）の反応が気に食わなかったら、電話を切れるという優位性がある。
- ③ヴァーチャル・リアリティでの親密さ・・・現実の人間関係的接触を通して親密になったのではない。ほんとうの親密さが作り上げられていない。
- ④治療構造は曖昧で確立できない・・・相談に乗る、話を聞く時間を一定にするなどの治療構造は設定できない。決まった時間に継続的な面接を行うことは不可能である。

こういう特徴を持つ電話相談は、通常の対面での心理療法（counseling）になれている専門家にとっては、かなりの困難性を伴うものである。むしろ日常的に携わっている心理療法（counseling）の現場で要求されている心理臨床の専門性レベルがより高度であればあるほど、電話相談の相談員の仕事は難しいと言ってよいのかもしれない。

対面の心理療法（counseling）をする場合は、同一の空間の中に心理療法家（counselor）と

client がおり、時間的にも空間的にもこの二人は接触して、その共有する空間にいろいろな心理療法的技法を持ち込み日常性とは異質な空間（治療空間）にすることによって心理療法を行っているのである。そして、この心理臨床的接点は基本的には時間を約束して出会っているのである。心理療法の学派によらず、この点については多くの学派に共通であると言える。ところが、電話相談においては、こういう構造性が作れないのである。

すなわち、この厳密な心理療法の setting 条件は、大雑把に言えば電話相談においては、何一つ満たされていないように思われる。

（2）いじめ相談電話での相談事例

以下の事例はその意味を変えない程度において、個人が特定されないように加工して提示しました。

＜事例 1＞小 1 の男児。この冬に眼鏡の真ん中を折られることがあった。この出来事については謝ってもらえたが、その翌日には今度、赤白帽が紛失するできごとが発生。2 年生になって、その子たちとクラスが離れたので、2 年生になった今は楽しく登校している。昨日、うちの子をいじめていた、もう一人の女の子の親から電話があり「謝らせて欲しい」と言ってきた。今後、再び同じようなことがあった時にはどうしたらよいでしょうか？

速やかな対応方法について確認し合った。

＜事例 2＞小 2 の男児。「ランドセルに落書きをされて悔しくて」と母親からの電話。担任に相談したら、落書きをした女の子たちは「あの子が自分で書いたよ」と言っているらしい。その後、教頭先生、校長先生とも相談している間に、その女の子たちの言い分が曖昧になってきているという。私が女の子の親にも直接、話したりもした。その後、女の子たちは、そのことを歌にして、いやがらせをしている。新しいランドセルを買い直した。ランドセルの代金を弁償してほしい。担任、教頭、校長先生まで相談しているのに、事態がかわらないという無力感を受けとめつつ、翌日からの具体的な動き方について話し合った。

＜事例 3＞小 2 の男児の母親からの相談。5 年生の男の子にズボンを脱がされ、女の子たちも一緒にあって、他の男の子にうちの子の「性器をなめろ」と言う。子どもが担任に相談すると「あんな奴らのことは、無視してればいいんだよ」と言う。子どもは、5 年生の男の子たちの名前を挙げて「謝らせて欲しい」と言っている。1 週間前には「自殺をする」と言って家を飛び出して行った。PTA 会長、校長、警察（警察にも相談したため）も介入してきている状況。翌日からの動きがあるたびごとに、このいじめ電話相談に報告しながら、一緒に対応していきましょうと確認する。

＜事例 4＞小 2 女児の母親からの相談。1 学期からクラスに溶け込めない。1 年生の時に、うちの子どもと仲の良かった子がいたけれど、2 年生になるとクラスの皆が、うちの子と遊ばせないように仕組んでいる。それで担任の先生に相談するが、子どもの言うことと話が食い違ってしまっている。今は、教頭先生、校長先生を巻き込んでの問題のレベルになってしまって、周りに聴いてくれる人がいないので、こういう電話しか話を聴いてもらえるところがありません。

＜事例5＞小3の男児。本人、母親、父親からの電話相談。父親の仕事の関係でアメリカから帰り、日本ではインターナショナルスクールを経て、小3から現在の公立小学校に転校した。5月頃から、鉛筆を折られたり、後ろから鉛筆を投げつけられたり、捨てられたりなので、担任にいじめ相談するが、担任は「知りません」という。母親の理解によると「のろいから、いじめられているみたい」という。父親は「担任の先生は知っていて隠している感じ」だと言う。この事例は両親の強い要望により、教育委員会にこの電話相談情報と家族の希望を伝え、教育委員会経由で小学校の対応を検討・調整してもらうことになった事例である。

＜事例6＞小5の女児の母親からの相談。靴を隠されるという嫌がらせ、いじめを受けている。いい対処方法はありませんでしょうか。うちの子と友達のもう一人の女の子が、いじめのターゲットになっており、その子と親しくしているので「私もいじめられる、靴を隠される」と言っているという内容の相談。最近は、担任が注意してくれたので、この頃は頻度が少なくなってきたと言った。このように母親の感覚からしても、担任の対応によって、いじめ状況は改善されるかもという見通しが出始めているため、この電話相談に状況報告を入れながら、今しばらく様子を眺めることとした。

＜事例7＞小6の男児。同じマンションの子どもたちから「死ね、デブ、殺すぞ」などと言われている。どうしたらいいのかと母親からの相談。電話相談で対応している間に、母親が「とりあえず明日、担任に相談してみる」との方向を出したので、結果の成り行きによってはまた、連絡をしてくださいということにした。

＜事例8＞中1の男子の母親からの相談。相手方の親と話し合い親立会いの下で「もう2度といじめたりしません」ということになった。しかしその後、相手方の本人が「僕が100%悪くない」といじめを認めていない。担任からは「目をつぶって実をとれ」と叱られた。

先週の金曜日に、殴られて、口でもいろいろ言われたということで、息子はとても機嫌悪く帰宅し、月曜日から登校できなくなり、この1週間不登校状態である。明日、相手方の親に電話し、再び話し合うことになっている。相手方は、「うちの息子が100%悪ければ、しっかり指導する」と言っているらしい。夫は担任が言うように、目をつぶるという方針なので、これ以上相談できない。経過を報告してもらうことにする。

＜事例9＞中2の女子。部活（吹奏楽）の先輩からの言葉の暴力としてのいじめ。今年の1月から、娘が標的になっている。顧問の先生に相談すると「本当に音楽が好きなら、そんなこと気にしないでもいいでしょう」との対応で、娘の心はひどく傷ついた。明日の土曜日は部活日なので、心配している。明日は私（母親）がクラブの顧問と相談し、来週は担任、教務主任の先生と話し合うことになっている。場合によっては、経過報告してくださいとする。

＜事例10＞中2男子の母親からの相談。おとなしい子で「いかがわしい画像のメールを送れ」と言われ、インターネット上で拾った画像を送ったら、それを拡散されて学校中で大騒ぎになる。「僕がやりました」とみんなの前で謝罪させられて、とても大きなショック状態で、今日、心療内科に行って抗不安薬を1週間分処方されました。今後どのように対応したらよいでしょうか。

この電話相談で相談と情報交換しながら、あらためて学校側（特に担任を中心にして）ときめ細かく調整することをしてくださいとした。

以上の10件の事例は電話相談に見られる内容の代表的なものである。電話相談してくるのは、当事者、母親が中心である。このように親が電話してくる場合は、多くは問題を解決する場面は学校であることを知っている。既に学校（担任、教頭、校長、相手方の父兄）で問題解決するべく相談を始めているが、場合によっては警察に相談していることもあるが、なかなか望ましく展開しないので、どうしたらいいのかを臨床心理の専門家が対応している電話相談にセカンドオピニオン的に相談したり、これから担任に相談しながら問題解決にあたっていきたいが、どのように進めたらよいか、教えて欲しいというスタンスでの電話である。あるいは、問題解決に向けて関係するあちらこちらに相談を持ちかけているが、なかなか進展しないので、精根尽き果て話だけ聴いて欲しいという場合もある。当事者からの電話相談である場合は、つらくて苦しくて悲しくて、どうしたらいいか、誰に話したら助けてもらえるのかわからず、電話口で泣きながらじめられている状況を話すというあり方である。

しかし、当事者からの場合でも保護者からの場合であっても、電話相談をすることにより、『明日、何をするのか』『なかなかうまく展開しない時には、どんな段階でどこに相談したらよいか』の大枠の見通しが持てるようになっていることが共通に指摘できる。

III 電話相談での心理臨床的対応の意味の検討

（1）電話相談と心理療法

前の章の初めて見たように電話相談と心理療法（counseling）は、その構造性からみて全く異なっているが、筆者らは前章の（2）で紹介した事例を通して、次の3点が電話相談での対応において重要な要素になっているのであろうと考えている。

①今、子どもをめぐって起こっていることは『いじめ』であると認識することが出発点であるという考え方を共有する。

②電話相談を受けている専門家は、①の共通認識の上に立ち、どのような対応方法があるのかを情報として伝える。

③この電話の向こうにいて今、私の話を聴いてくれている専門家は、私を非難したり、傷つけたりするのではなくサポーティブに聴いてくれていると感じられるという関係が成立している。

これらの中の①、②は『いじめ』をめぐる事態についての知識、情報をもっていれば、満たすことは出来るであろう。しかし、③については相談にあたっている専門家の側に心理療法的なセンスが不可欠である。①、②は③と切り離して存在するものではなく、③の前提となることであるので結果、このいじめ電話相談に対応するためには心理療法のセンスを持った専門家であることが望ましいということになる。

河合（2009）は、『いじめと不登校』をめぐる対談の中で「・・・クライアントにとっては、とても大事なんですね。見ててくれる人が、いることが・・・例えば夜道を一人で歩いていたら、お化けがいっぱい見えますけれど、非常に強い人が端におってくれたら、ススキはススキに見える。その人があればススキですよ、お月さんですよ、と言わなくとも、ちゃんと見えて来る。それと一緒に、わかっている者が端についているというのは重要なことです」といい、こうい

う関係性があることが心理療法的に重要であることを言っている。

さらに霜山徳爾（2005）から引用して考えよう。

「心理療法にとって根本的な原則であり、エトスでもあることは、『害を与えること第一なり』ということである・・・うまくいかなくてもいいから患者を傷つけるな、という決して消極的なことではない。われわれはただでさえ日常、人を傷つけるものである。心ある人で、その淒涼の想いを経験しなかった人はいないであろう。心理療法の場面では、一見消極的に見えて、この害を加えない、という心掛けこそ、心理療法家の第一のたしなみであり、持つべき謙虚さである」

ここで言及されている『害を与えない』『相手を傷つけない』ということは、すべての関係性の基本に必要なことと思える。

この『害を与えない』そして『電話の向こうで聴いててくれる』人と認識される電話相談員は、いじめられている当事者、その親から信頼あるいは信頼に近い感じを抱かれることになり、さらに「私にしっかり向かい合ってくれる人」、「私の心を聴いてくれる人」と位置づけられることに繋がるであろう。このような関係性が満たされて初めて、相談者の側にあらためて、「では、この状況を打破するために明日何をするのがよいのか」「すべきことには、どんなことがあるのか」を模索する心のゆとりが出て来る。

この段階になって初めて、電話相談員の方から情報として、“いじめ”に対してどういうレベルでの対応的な動き方があるのか、相手の状況に応じていろいろ考えられる方法を具体的に提案する。ここで確認しつつ提案しうる内容としては、家庭内において、子どもに起こっている“いじめ”問題をどのように支えられるのかの確認、学校においては、まず最初に、誰に、この“いじめ”問題を持ち込むのが適切なのかから始まる学校内に関すること、学校内の組織のこと、相手方の保護者を含めた関係性のこと、さらには学校内で問題解決の可能性が低いときには、学校を管轄する教育委員会の主導による調整に至るまでいろいろな対応方法を想定している。

（2）心理臨床領域以外の研究から学ぶことと視点の違いについて

前章の（1）において、河合（2009）が「わかっている者が端についている」ことの重要性を指摘していることを引用したが、その「わかっている」ということの第1は、クライエント（電話相談者）がどんな心理状況に“今、あるのか”ということであろう。第2は、“いじめ”が発生する状況についていろいろ指摘されている理論を理解していることがあげられよう。

社会心理学、教育心理学、社会学、教育学領域等において、多様な侧面からの“いじめ”研究がみられる。いじめの背景には何があるのか、集団としてのクラスの問題、加害者・被害者のパーソナリティ特性、学校・家庭でのストレスの影響等である。

これらの領域においても、“いじめ”は大きな問題であり、多くの研究が発表されている。しかし、これらの視点からの研究は、“いじめ”が発生する状況を外側から捉え分析するものと言ってよいであろう。すなわち、心理臨床という“いじめられる側”的心の内側の体験から“いじめ”を捉える心理臨床的接近とは真逆なものである。

心理臨床的接近は、それが電話相談であっても、相談を受ける専門家の関心は、相談者（当事者であっても、当事者の親であっても）が今、どんな心境になっているのか、どんなに追い詰められているのか、どんなに苦しんでいるのかに焦点を合わせて理解しようとしている。その“いじめ”に遭っている当事者のクラスがどういう構造になっているのかというような、当事者の心の外の状況ではない。そこを捉えて集団のあり方を調整するのは、電話相談員の仕事ではない。

“いじめ”をどこまでも当事者の心をとおして捉え、その背景で生起していることは、あくまでも絵の背景である。背景としてこれらの研究で指摘していることを踏まえていることは有意味であるが、ここで言う心理臨床的対応においては、一線を画した背景に置いておくことが大切である。

すなわち、背景にこういう要因があるので、この子が“いじめ”的対象になっているという因果関係で捉えていくという方向性ではないということである。こいつらの発想で捉えられる中からは、当事者あるいは親に、「明日どのように動くか」というエネルギーの光は射してこない。

(3) 心理臨床的態度はクライエント(相談者)のどこを支えるのか

芹沢俊介(2007)は、心理臨床の専門家ではないが、その著書の冒頭部分において、次のような基本的な問題提起をしている。

・・・「いじめ」というこの特異な集団の暴力は、その執拗さにおいて、他に類例を見ない。「いじめ」の標的になった者に「ここにはおまえの居場所はない」ということをさまざまな手段を使って繰り返し。何度も陰に陽に了解を強いてくる。目をつぶっても、耳を塞いでも、このメッセージから逃れることはむずかしい。「いじめ」に遭うということは、このように居場所を強奪され続けることだ。この過程において、自己存在の基底が被災しなかったら、ほんとうにさいわいでいる。多くの標的にされた子どもたちが、回復不能なくらいの傷を受けて、たった一人のたちまわっている。死ぬことのほうがよっぽど楽であるとさえ感じるのも当然である。それほど耐えがたい経験が「いじめ」なのである・・・

一度「いじめ」の標的になった経験のある子どもは、二度とその場に座ることを必死で避けようとするだろう。自分の安全を確保するためには、誰かを「いじめ」の標的にしてしまう・・・

このように、「いじめ」の標的にされることが、その後いかに当事者の心を歪めていくかを論述している。いじめられる者は『居場所を強奪され続け、自己存在の基底が被災する』と問題の中核を捉えている。この『自己存在の基底の傷つき』へのアプローチをするのがまさに、心理臨床なのである。心理療法の仕事は、いろいろな状況・原因の中で傷ついた心を癒し、心の傷を修復することである。ただしこれは本格的な心理療法においてのことである。

教育の場における、このような「心を癒し、心の傷を修復する」という作業は学校に派遣され、相談室に駐在するスクールカウンセラーが専らその業務としている。前述したように、本論文で取り上げているのは、電話相談での心理臨床的な関わりである。この心理臨床家が行う電話相談において、どれくらいこの課題が達成できるのだろうか。

この研究において引用した10事例の全体を通して、印象としては、30分～60分くらいの電話相談が終わる頃には、一定の落ち着きの中で「それでは、こんなことからやってみます」という言葉が聴かれる場合が多かった。いじめられ体験の中で、親も子どもも傷つき混乱し興奮して行動の方向が見いだせなかったり、行動しても八方塞がりの状態になったりしている。その状態から一步踏み出せる気力、意欲が語られるようになっているのである。この気力、意欲を支えるのが、前述の河合(2009)や霜山(2005)が言っていることに繋がる、心理臨床家の電話相談での態度であるといえよう。

心理療法家が電話相談員であったならば、「明日、とにかく動いてみよう」という方向性が親の側に出てきたとしても、当事者である子どもの側に(場合によっては、親の心においてでも)「心を癒し、心の傷を修復する」必要性を感じた時には、選択肢の一つとしてスクールカウンセ

ラーのカウンセリングを求めるなどを勧めたりもするであろう。ただ、この時に2つの課題を捉えておかねばならない。

一つは、スクールカウンセラーとして中学校（あるいは小学校）に派遣されているという関係性からして、学校との関係において完全に独立しているわけではないということが個別にはあり得るかもしれないことである。このようなことが予想された場合には、学校とは全く第三者的な自立した立場が確保されている心理臨床家を求めることがあり得るであろう。

二つ目に、スクールカウンセラーあるいは学外の心理臨床専門家との連携を前提にするのは心理臨床的には重要であるが、匿名性という基本構造をもつ電話相談において、電話相談員が直接的にここに関わることはしない、出来ないということである。

文献

- 河合 隼雄（2009） 「いじめと不登校」新潮文庫
村山 士郎（2012） 「いじめで遊ぶ子どもたち」新日本出版社
内藤 朝雄（2008） 「いじめの構造～なぜ人が怪物になるのか」講談社
芹沢 俊介（2007） 「いじめが終わるとき～根本的解決への提言」彩流社
霜山 徳爾（2005） 「共に生き、共に苦しむ 私の「夜と霧」」河出書房新社
鈴木 翔（2016） 「学校内のいじめはなぜ止められないのか？」 学校と精神医療 no.83 pp44-49
滝川 一廣（2013） 「いじめをどうとらえ直すか」こころの科学 7 日本評論社 pp16-22
山脇由貴子（2006） 「教室の悪魔」ポプラ社

（注）本論文は共同研究であるため、全体として研究者間で論議をした結果であるが、分担執筆としては、赤塚がⅡを担当し、土屋がⅠとⅢを分担執筆担当した。